

平成 25 年 9 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 濱尾 宏

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する
実務上の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成25年7月2日に公表された実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 公開草案における提案（総論）

（コメント）

公開草案で提案されている会計処理の方向性につき、概ね賛成する。

なお、一部の論点については、理論的な裏付けの説明が十分でないと思われるような箇所もあり、この点の充実が望まれるところである。

（理由）

公開草案で提案されている事項のうち、個別財務諸表における総額法の適用、自己株式処分差額の認識時点、期末における総額法等の会計処理、連結財務諸表における処理、従業員へのポイントの割当等に関する会計処理（受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）及び開示等に関して、これまでの実務を踏まえつつ、実務における多様化を緩和し比較可能性を向上させるものとして、その提案に賛成する。

特に、従業員へのポイントの割当等に関する会計処理に関しては、その実態から、結論の背景にもあるようにストック・オプションとの類似性を重視することで、経営者がスキームを導入した意図を的確に財務諸表に反映することができると考えられることから、公開草案における提案に賛成する。

なお、自己株式処分差額の認識時点及び期末における総額法等の会計処理といった論点については、それぞれ結論の背景に検討の過程が示されている（公開草案第 28 項から第 31 項、第 32 項から第 35 項）。しかしながら、これらの記載について、複数の会計処理にそれぞれ根拠があるとしながら、採用した会計処理の理論的な説明の記述が十分ではないように思われる。このため、会計処理の根拠を明瞭に示すという意味で、結論の背景における記述を充実させるべきであると考ええる。

2. 分配可能額の算定への影響（公開草案第 60 項）

（コメント）

信託が保有する株式は通常の自己株式と異なり自益権及び共益権を有することから同列に取り扱うべきでないとの見解は記載されているものの、期末における総額法等の適用における定めにおいて、信託が保有する自社の株式を自己株式として計上するものとしたことから、分配可能額の算定に及ぼす影響について、会社法との取扱いの整理を図っていただきたい。

（理由）

会社法第 461 条第 2 項第 3 号においては、分配可能額の算定において、自己株式の帳簿価額を減額すべきことが規定されている。公開草案では、信託への自己株式の処分により当該株式について会社法上の自己株式の規制を受けなくなることとの親和性を重視し、当該処分時点で処分差損益を認識することとされている。その一方、期末においては、信託に残存する自社の株式を自己株式として計上することとしているため、分配可能額の算定において、当該信託に残存する自社の株式も控除すべきかどうか、必ずしも判然としない。

会計基準の作成において、会社法上の分配可能額への影響に言及することは本来的な目的ではないことは理解しているが、実務へ与える影響も大きいことから、会社法の取扱いとの整理を図る必要があると考えられ、分配可能額への影響がないかどうか確認させていただきたい。

3. 実務対応報告の適用範囲等（公開草案第 1 項、第 3 項、第 4 項）

（コメント）

実務対応報告の適用範囲には自社の従業員のみならず、子会社の従業員が含まれることを示すべきである。

また、これに対応し、実務対応報告の目的についても、適宜必要な修正を施すべきである。

（理由）

公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲は「自社の株式を交付する取引」とされ、当該取引が対象とされている（公開草案第 2 項から第 4 項参照）。しかしながら、持株会社方式を採用している企業グループにおいて、純粋持株会社が傘下の事業会社従業員を対象に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行うようなケースもあり、これらに対応できるように脚注等で補足すべきであると考えられる。具体的には、

第1項の「従業員又は従業員持株会」に脚注を付し、ここでの従業員又は従業員持株会は子会社の従業員や子会社の従業員持株会を含むこととし、第3項及び第4項において同様である旨を明示することで、持株会社方式を採用することにより実務対応報告の会計処理が適用されず、比較可能性が担保されないような事態を回避すべきと考えられる。

また、純粋持株会社傘下の事業会社が委託企業となり信託を設定し、自社の従業員を対象にスキームを構築するが、交付する株式は上場会社である純粋持株会社の株式とするようなケースもみられる。このような場合には、交付する株式は「自社の株式」ではないことから、本実務対応報告の適用範囲に含まれるのかどうかを明示すべきではないかと考えられる。

なお、持株会社方式を採用している企業グループにおけるこれらスキームの導入実績については、別紙をご参照頂きたい。また、前者の「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社等の株式を交付する取引」における信託への委託企業（親会社）と対象従業員の所属企業（子会社）が異なる場合の会計処理上の取扱いについては、コメント No. 4 を、後者の子会社が委託企業となり親会社株式を交付するスキームにおける会計処理上の取扱いについてはコメント No. 5 を参照のこと。

4. 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引において信託への委託企業と対象従業員の所属企業が異なる場合の会計処理上の取扱い (コメント)

「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」において、親会社（委託企業）が子会社の従業員を対象に自社の株式を交付する場合の会計処理の考え方については、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）を参考に、その定めを記載すべきである。

(理由)

コメント No. 3. にも記載したように、例えば、持株会社方式を採用している企業グループにおいて「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」を導入する場合に、純粋持株会社が傘下の事業会社従業員をも対象として、信託を通じて自社の株式を交付するようなケースがみられる。

このような場合の会計処理上の取扱いは必ずしも公開草案において明らかにされていないが、ストック・オプション適用指針第22項に定められる「親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の取扱い」の考え方が参考になるものと思われる。このため、本実務対応報告においても、ストック・オプション適用指針第22項を参照するような形とし、子会社従業員が対象になる場合には同項も参考に会計処理を検討すべき旨を示すべきと考えられる。

5. 信託への委託企業が自社の親会社株式を従業員等に交付する場合の会計処理上の取扱い

(コメント)

委託企業が信託を設定し、自社の従業員を対象にスキームを構築するが、交付する株式は上場会社である委託企業の親会社の株式とするようなケースの会計処理を示すべきと考えられる。

(理由)

持株会社方式を採用している企業グループにおいて、純粋持株会社傘下の事業会社が委託企業となり信託を設定し、自社の従業員を対象にスキームを構築するが、交付する株式は上場会社である純粋持株会社の株式とするようなケースがみられる。

このような場合、信託が保有する株式は「自社の株式」ではないことから、そもそも本実務対応報告の適用はないものと考えられる。このとき、当該株式を親会社株式として表示するのか、あるいは投資有価証券として表示するのが論点となる。信託が保有する株式は法的には親会社株式の取得規制を受けるものではないものの、総額法により信託を報告主体に含めていることから、通常スキームにおいて信託が保有する自社の株式を「自己株式」として表示する考えに準じて、親会社株式として表示することが適当ではないかと考えられる（公開草案第8項（1）及び第14項（1）参照）。また、その会計処理については、「金融商品会計に関するQ&A」Q16に従い時価評価が行われるとともに、親会社の連結上は自己株式として表示される点について、前述の表示科目の点と併せて、補足すべきではないかと考えられる。なお、委託企業の個別財務諸表及びその親会社の連結財務諸表における会計処理に関して、公開草案第7項と同様の取扱いとなるかどうかに関しても、併せてご確認頂きたい。

6. 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引の対象（公開草案第1項）

(コメント)

「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」については、役員（取締役、監査役及び執行役員等）を対象として導入されるケースが出てきている。このため、第1項において、従業員には役員を含むものとして定義するか、結論の背景において、役員を対象とするものについても当該取扱いが適用される旨を明らかにすべきである。

7. 四半期財務諸表における早期適用の取扱い（公開草案第 19 項）

（コメント）

本実務対応報告は、その公表後最初に終了する事業年度から早期適用できるとされているが、四半期決算における取扱いが明確ではないため、開示上の取扱いも含め、この点を明らかにすべきと考えられる。

（理由）

本実務対応報告の原則適用は、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からであり、この場合は期首から適用されることが明確である。一方、早期適用については、実務対応報告の公表後最初に終了する事業年度からとされているが、「年度末」からの適用とはされていないため、そのタイミングで信託を設定した会社にも適用することができると考えれば、四半期決算においても適用可能と考えることが相当と思われる。

ただし、例えば実務対応報告が平成 25 年 12 月に公表され、会社が 3 月決算である場合に、平成 25 年 12 月第 3 四半期決算において既存のスキームに対して実務対応報告の会計処理を（遡及）適用した場合、適切な情報が開示されることが必要となる。このようなケースでは、第 2 四半期と第 3 四半期で異なる会計処理が適用されることも考えられるが、いわゆる首尾一貫性の注記に関しては、自発的な会計方針の変更の場合にのみ定められているため（企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項（3）、（3-2）、第 25 項（2）、（2-2）参照）、比較可能性を担保するために必要な開示を実務対応報告において定めるべきと考えられる。

8. 総額法の定義（脚注 6）

（コメント）

総額法の定義を、実務対応報告の会計処理も踏まえて整理するとともに、総額法の適用による相殺表示等について、定めを設けるべきである。

（理由）

脚注 6 において総額法とは、信託の損益を企業の損益として損益計算書に計上することを意味するとしているが、ここでの「損益」は、当期純利益に計上されるものを表すものであるため、「純損益」とすべきである（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 37-2 項、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 132 項参照）。また、本実務対応報告の定めによると、信託の純損益は、脚注 6 にあるように企業の純損益として損益計算書に計上されるのではなく、企業の貸借対照表において資産又は負債として計上されるため（公開草案第 8 項（2））、これを踏まえた総額法の定義とすべきである。

さらに、信託の決算を取り込んだ上で、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計

算書及びキャッシュ・フロー計算書における相殺表示が求められるものであるのかどうか不明なため、これらを明示すべきである。なお、「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」において企業が行った債務保証について、保証対象である借入金がオンバランスとなっている一方、履行による資金負担が損失に計上される可能性があり（公開草案第 8 項（3））、偶発債務としての注記の要否が明確でないため、この点を示してほしい。

9. 信託が市場ないし第三者から自社の株式を購入した場合

（コメント）

信託が市場ないし第三者から自社の株式を購入した場合、自己株式の処分差額は認識されないと考えられるが、この点を結論の背景ないし設例の中で確認的に記載すべきである。

以 上

(別紙)

プレスリリース日	証券コード	会社名	業種	委託者	種類
2009年1月5日	3205	㈱ダイドーリミテッド	繊維製品	当社	退職給付型
2010年2月1日	5857	アサヒホールディングス㈱	非鉄金属	当社	持株会型
2010年3月12日	8142	㈱トーヨー	卸売業	当社	持株会型
2010年4月19日	8008	㈱F&Aアクアホールディングス	卸売業	当社	持株会型
2010年5月12日	7864	㈱フジシールインターナショナル	その他製品	当社	持株会型
2010年6月16日	2384	SBSホールディングス㈱	陸運業	当社	持株会型
2010年8月30日	7860	エイベックス・グループ・ホールディングス㈱	情報・通信業	当社	持株会型
2010年9月30日	3050	DCMホールディングス㈱	小売業	当社	持株会型
2011年3月29日	8876	㈱リロ・ホールディング	不動産業	当社	持株会型
2011年3月31日	2146	UTホールディングス㈱	サービス業	当社及び当社グループ会社	退職給付型
2011年9月14日	3391	㈱ツルハホールディングス	小売業	当社	持株会型
2011年11月8日	3107	ダイワボウホールディングス㈱	卸売業	当社	持株会型
2011年12月20日	9843	㈱ニトリホールディングス	小売業	事業子会社（㈱ニトリ）	在職給付型
2012年2月7日	7864	㈱フジシールインターナショナル	その他製品	当社	在職給付型
2012年3月2日	4350	㈱メディカルシステムネットワーク	小売業	当社及び当社連結子会社	在職給付型
2012年3月26日	2157	㈱コシダカホールディングス	サービス業	当社及び子会社	在職給付型
2012年5月15日	8876	㈱リロ・ホールディング	不動産業	当社グループ	在職給付型
2012年11月29日	3167	㈱TOKAIホールディングス	卸売業	当社	持株会型
2013年2月4日	7213	レシップホールディングス㈱	輸送用機器	当社	在職・退職給付型
2013年2月4日	7213	レシップホールディングス㈱	輸送用機器	当社	持株会型
2013年2月8日	8267	イオン㈱	小売業	当社	持株会型
2013年5月28日	8179	ロイヤルホールディングス㈱	小売業	当社	在職・退職給付型
2010年2月1日	8415	㈱紀陽ホールディングス	銀行業	当社	持株会型
2011年5月27日	8714	㈱池田泉州ホールディングス	銀行業	当社	持株会型
2011年9月29日	8473	SBIホールディングス㈱	証券、商品先物取引業	当社	持株会型
2012年1月31日	8308	㈱りそなホールディングス	銀行業	当社	持株会型
2012年9月18日	7817	パラマウントベッドホールディングス㈱	その他製品	当社	持株会型
2012年9月28日	8600	トモニホールディングス㈱	銀行業	当社	持株会型
2012年11月7日	2309	シミックホールディングス㈱	サービス業	当社	在職・退職給付型
2013年6月27日	9202	A N Aホールディングス㈱	空運業	当社	持株会型

(※) 個別損益計算書上、関係会社に対する売上高の比率が80%以上の会社及び社名に「ホールディング」を含む会社をリスト化している。